

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年2月22日開催 主要行等]

## 1. 成年年齢引下げに伴う銀行カードローン等申し合わせについて

- 4月の成年年齢引下げを前に、2月17日、協会においてカードローンを含む消費者向け貸付けに関して申し合わせを公表。また、同日、金融庁より同申し合わせを遵守するよう要請文を発出した。
- 2021年、金融庁が実施したアンケートの結果によると、ほとんどの銀行が18歳、19歳の若年者向けに、カードローン等の提供を行わないか、未定との回答であった。
- 既存のカードローン等については、多重債務の発生抑制の観点から対応いただいていると認識しているが、今後、仮に若年者向けにカードローン等を提供する場合においては、若年者が過大な債務を負うことがないように、協会の申し合わせを踏まえ、ことさら若年者を対象にした広告・宣伝の抑制や、貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類により、収入状況や返済能力を正確に把握するといった審査態勢の整備など、適切な対応をお願いしたい。
- また、申し合わせにも「健全な消費者金融市場の形成に資するよう積極的に努めていく」と記載があるが、金融経済教育や多重債務の発生抑制のための啓発など、積極的な活動を期待。

## 2. 地方税統一QRコードへの対応について

- 2023年4月から導入される地方税統一QRコードの活用開始に向けて、地方公共団体や金融機関等において、準備・検討が進められている。
- このQRコード導入は、我が国における経済・社会活動全般のデジタル化の推進に係る重要な取組みの一つであり、また、協会をはじめ預金取扱金融業界全体として強く要望してきたもの。

- もっとも、金融機関の中には、経営判断として地方公共団体との指定契約を将来的に更新しない方針であること等を理由に、QRコードへの対応を見送る金融機関もあると承知。
- そうした金融機関は、速やかに契約先の地方公共団体に連絡を取るなど、QRコード対応に向けて準備を進めている地方公共団体に混乱を来さないように留意する必要があるほか、QRコードに対応しないことで地方税納付のために来店する納税者の利便を損なわないよう万全を期していただきたい。
- また、金融業界全体を見渡せば、業態によっては、QRコードへの対応は決定しているものの、2023年4月の導入開始に間に合わない金融機関もあるものと承知。ついては、QRコードへの対応の遅れを原因として、納税者の利便性を損なうことなどが無いよう、また、契約先である地方公共団体への影響が最小限度に留まるよう、金融業界として適切な代替措置を講じていただきたい。
- 予定通りQRコードに対応する金融機関においても、例えば、QRコードの対応が間に合わない金融機関から要請等を受けた場合には、対応可能となるまでの間の受け皿として収納業務を受託するなど、金融業界内で相互に連携しあい、遺漏なきよう対応していただきたい。

### 3. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022年3月31日までeメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。
- 今般、当該経過措置が3月31日をもって終了することから、協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知。

また、gBizIDの取得には2週間前後の期間を要することから、4月1日以降の新システム利用開始に間に合うよう、gBizID未取得の金融機関等を対象として、gBizIDの取得方法等についてのオンライン説明会を開催。

- ついては、より多くの協会会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

#### 4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

##### 《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の一つとして、各金融機関に2024年3月末までの態勢整備をお願いしている。
- マネロン等対策において、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等を対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）に係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。
- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

## 《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

## 《実質的支配者リストの開始について》

- 1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（B0）に関する情報を記載した書面の写しを交付する、実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。
- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各社において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

## 5. サイバーセキュリティ対策の強化について

### 《金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallⅥ）》

- 2021年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅵ）」の結果について、先般、参加金融機関に還元した。
- 国家の関与が疑われる、組織化され、より洗練されたサイバー攻撃の増大や、複雑化・巧妙化するランサムウェア攻撃が活発化する中、未然予防にとどまらず、インシデント発生時における業務の早期復旧、顧客影響の軽減といった、サイバーレジリエンス（復元力）の強化が一層重要となっている。

- 参加金融機関においては、演習の結果を活用のうえ、必要に応じて、業務復旧の手順や顧客対応体制を見直すなど、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
- 更に、演習を通じて認められた、業界に共通する課題や参考となる良好事例についても、今後、フィードバックさせていただくので、インシデント対応の向上に活用いただきたい。

#### 6. 現金着服等の不正発生の未然防止について

- コンプライアンス・リスク管理基本方針にも記載のとおり、コンプライアンス・リスク管理は経営の根幹をなすものである。今般、コンプライアンス上の重大な問題事象である現金着服事案について最近の事例の検証を行った。
- 最近の事例では、
  - ・ 1年超の長期間に複数回着服していること、
  - ・ 営業店での不正防止ルールの形骸化等により、牽制が効いていない状況で発生していること、
  - ・ 事業部門、管理部門、内部監査部門の各防衛線が、発覚前に営業店での牽制状況等を的確に把握できていなかったこと等が確認された。
- 現金着服等の不正発生の未然防止に向け、経営陣の主導により、
  - ・ 不正事案はいずれの銀行でも発生する可能性があることを念頭に置いて、
  - ・ 各防衛線が営業店や各部門での牽制状況を過信することなく的確に実態把握し、実効的なリスク管理態勢の構築を徹底するとともに、
  - ・ コンプライアンス意識の醸成や適切な人事管理といった不断の取組みを着実に進めていただきたい。
- また、テレワークの急速な普及といった業務環境の変化が内部統制環境や従業員の心理面に与える影響を感度良く捉え、潜在的な問題を前広に察知す

ることにより、コンプライアンス・リスク管理態勢の高度化に努めていただきたい。

## 7. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2021年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言に基づき、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等のテーマ毎に、検討を進めている。直近動きのあった2点について紹介する。

### 《ESG債の情報プラットフォーム》

- 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）の「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書が取りまとめ・公表された。これは、ESG債について、投資情報が散逸し実務上課題がある、また、ESG債の適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要といった有識者会議の議論を踏まえ、JPXとして取り得る方策を議論し、取りまとめたもの。
- 中間報告書では、大きく、公募 ESG 債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の ESG 戦略、外部評価取得状況や評価の内容等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPX として年央目途に立ち上げること、同検討会議を引き続き開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業の ESG 関連データの集約、ESG 適格性を確保するための認証のあり方等を継続的に議論することを提言している。
- 今後は、プラットフォームが、内外投資家や金融機関・企業等の市場関係者に幅広く利用され、我が国 ESG 投資の基盤として機能していくよう、関係者に協力いただき、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、有効な利用方法の浸透等を図っていくことが重要。協会においても、こうした観点から、会員への周知と JPX へのフィードバックなど、前広に協力いただきたい。

### 《ESG 評価・データ提供機関の行動規範等》

- 企業や債券・株式等の ESG の評価、データ提供を行う機関について、ESG

投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されている。

- このため、こうした ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範のあり方等について議論を行うため、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、2月7日、第1回会合を開催し議論を行った。
- 同専門分科会においては、今後、
  - ・ ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範等を年次にも策定していくよう、議論を進めていくほか、
  - ・ ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割も議論していくことを考えている。
- 透明性確保等の評価機関のあり方に止まらず、広く投資家や企業とのコミュニケーションや市場全体の知見の向上など、市場の信頼性を高め取引を促す観点からどのような課題が考え得るか、幅広く意見をいただきたい。

#### 《まとめ》

- サステナブルファイナンスについては、このほか、GFANZ 等の民間金融機関イニシアティブで、脱炭素への移行（トランジション）に係るファイナンスのあり方や金融機関自身の移行計画についての議論が進んでいる。こうした国際的な議論に、我が国金融機関としてしっかりと参画し意見発信していくことを期待。
- 「カーボンニュートラルの実現に向けたイニシアティブ」を策定するなど、様々な取組みを進められていると承知しているが、事業会社との対話など取り組むべき課題は大きなものであり、引き続き緊密な連携をお願いしたい。

## 8. 2月 G20 の成果物について

- 2月17日から18日にかけて、インドネシア議長下で初めての G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。2022年の G20 財務トラックでは、①コロナからの回復を支援するための出口戦略、②コロナの影響で生じる傷跡への対応、③デジタル時代の決済システム、④サステナブルファイナンス、⑤金融包摂、⑥国際課税、の6点が優先事項とされている。今後4月、7月、10月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11月に首脳会議が開催される予定。
- 今回発出された共同声明における主なポイントを紹介したい。
  - ・ サステナブルファイナンスに関しては、G20 傘下に設置されている G20 サステナブルファイナンス作業部会（SFWG）において、トランジションファイナンスのためのハイレベル枠組みが開発される見込み。また、本分野における民間セクターの果たす役割がますます重要となっていることが歓迎された。SFWG では、金融機関のネットゼロコミットメントの信頼性向上にも取り組むこととされており、民間イニシアティブが更に注目される見込み。
  - ・ FSB においては、コロナ、ノンバンク金融仲介（NBFII）、クロスボーダー決済及び気候変動リスクに関する作業を進めることとされている。また、技術革新の関連では、規制裁定への対応を含め、暗号資産がもたらすリスクへの対応を加速することが奨励されるとともに、オペレーショナル・レジリエンスを向上させる取組みが歓迎された。
  - ・ G20/OECD コーポレートガバナンスコードについては、2023年の見直しに向けた進捗が報告された。見直しにおいては、企業の強靱性を支える株式市場を整備すべく、ESG への対応などが主要な検討事項とされている。今後幅広い関係者と協議される予定となっており、意見をよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 9. ROC の活動について

- 財・サービスや金融取引の国際化・デジタル化が進む中、取引の相手を実際かつ簡便に識別できることの重要性が高まっている。こうした中、G20 の

合意に基づき、デリバティブ取引等を行う主体を識別する国際的な番号である LEI（取引主体識別子）の導入が各国において進められてきた。また、最近では、LEI の普及は、円滑な国際送金やマネー・ローンダリング対策等の観点からも有効との議論が海外では聞かれている。

- 2013 年に発足した ROC (Regulatory Oversight Committee) は、LEI の国際的なガバナンスを担っているが、この度、ROC の傘下で、LEI の技術的な議論を行う評価基準委員会 (Committee on Evaluation and Standards) の議長に、1 月から金融庁の山下国際政策管理官が就任することになった。このような LEI の重要性を鑑みて、金融庁としては、国際的な議論も踏まえ、関係者と連携しつつ LEI の適切かつ有効な利用について取り組んでまいりたい。

(以上)